

59. 那覇市議会事務局設置条例

昭和 47 年 5 月 15 日
条例 第 84 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 2 項の規定により、那覇市議会に事務局を置く。

(委任規定)

第 2 条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

[参照条文]

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

[議会事務局の設置及び議会の職員]

第 138 条 [略]

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③～⑧ [略]

第 6 章 議会

第 1 節 組織

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。

日本国憲法(昭和 21 年憲法)

[議会の設置]

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。